福祉用具購入費支給申請について

申請に必要なもの

1. 福祉用具購入費支給申請書
2. 製造事業者，製品名がわかるパンフレット等（コピー可）
3. 領収書（コピー可。ただし，原本の提示必要）

<留意事項>

1. 「申請書の申請者名」「領収証のあて名」は，原則被保険者名とし，振込先も，被保険者以外の場合には，委任状が必要となります。
2. 都道府県から福祉用具販売事業者の指定を受けた事業所で購入した特定福祉用具に限ります。

<支給方法について>

福祉用具購入後，申請により介護保険の支給を受ける償還払いになります。また，申請から支給まで２～３ヶ月程度かかりますのでご了承下さい。

　支払方法については，

* 1. 全額自己負担で購入し，市の負担すべき分を支給する方法と，
	2. 市の負担分を直接購入事業者に支払う，※受領委任払いがあります。

※受領委任払申出書が必要となります。

○支給限度基準額　年間10万円（４月～翌年３月までの１年間）

なお，自己負担があるため，最高で９万円までとなります。

○同一種目については，原則２個は購入できない。ただし，破損等

により使用できなくなった場合には，再度購入できます。